

## ◆ 商品概要説明書 ◆

# スウェーデン輸出信用銀行 2024年1月25日満期 米ドル建 早期償還条項付 ノックイン型225連動 デジタル・クーポン債券 (満期償還額225連動型)

**期間 約 5 年**  
(最短 約 3 ヵ月)

## [本債券の特徴]

- <利率> 当初約3ヵ月間は固定利率が適用されますが、それ以降は利払いごとに日経平均株価の水準により、利率(相対的に高い・低いのいずれか)が決定されます。
- <早期償還> 日経平均株価の水準により、額面金額で早期償還される場合があります。
- <満期償還> 日経平均株価が一度でもノックイン判定水準以下となった場合、満期償還額が日経平均株価に連動して決定されるため、満期償還額が額面金額を割り込み、損失が生じる可能性があります。

## [発行条件の概要]

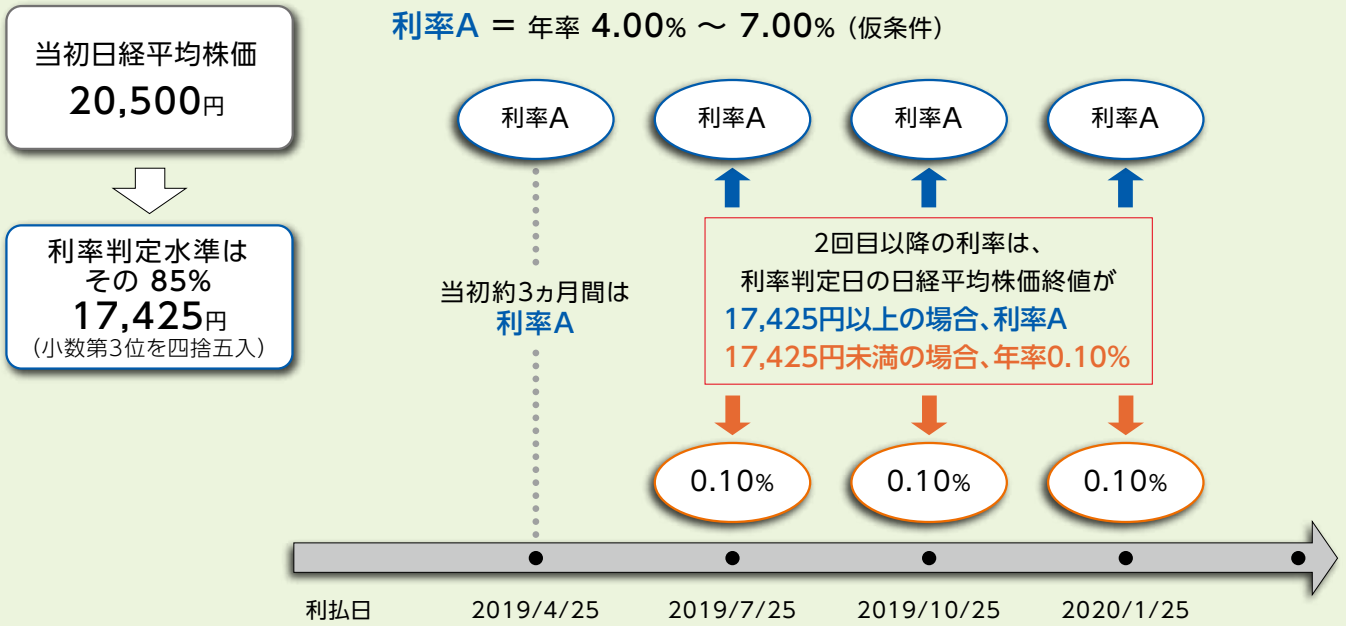
発行 者	スウェーデン輸出信用銀行 発行者の格付け: AA+(S&P*)、Aa1(ムーディーズ*) (2018年12月21日現在。将来変更される場合があります。上記格付けは、個別の債券に対する格付けではありません。) *格付けは、金融商品取引法第66条の27の登録を受けていない者が付与した無登録格付です。詳細は、目論見書記載の「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。		
利 率	初回利払日 2019年4月25日: 年率 4.00% ~ 7.00% (仮条件) 2019年7月25日以降、利率判定日*の日経平均株価終値により次のとおりとなります。		
*利 払 日 (年4回払い) 1月・4月・7月・10月 の各25日	利率判定水準 当初日経平均株価*の 85%	利率判定水準以上の場合 ⇨ 年率 4.00% ~ 7.00% (仮条件)	利率判定水準未満の場合 ⇨ 年率 0.10%
償 還 期 限	2024年1月25日 (期間 約 5年) *早期償還条項により早期償還されることがあります。		
早期償還条項	各早期償還判定日*の日経平均株価終値が、トリガー判定水準以上の場合、直後の利払日に利息とともに額面金額の100%で償還されます。		
	トリガー判定水準 当初日経平均株価*の 105%	トリガー判定水準以上の場合 ⇨ 額面金額の100%で償還	トリガー判定水準未満の場合 ⇨ 償還されません
	*早期償還判定日 2019年4月25日(を含む)以降の各利払日の10予定取引所営業日前の日(ただし、満期償還日を除きます。)		
満 期 償 還 額	満期償還額は観察期間*の日経平均株価終値により次のとおりとなります。		
ノックイン事由が発生した場合、満期償還額は日経平均株価に連動して決定されます。	ノックイン判定水準 当初日経平均株価*の 65%	一度もノックイン判定水準以下とならなかった場合 額面金額の100%	一度でもノックイン判定水準以下となった場合 (ノックイン事由の発生) 額面金額 × 最終日経平均株価* ÷ 当初日経平均株価 *額面金額の100%を超えることはありません。
	*観 察 期 間	2019年1月31日から満期償還額計算日*まで	
	*満期償還額計算日	満期償還日(2024年1月25日)の10予定取引所営業日前の日	
	*最終日経平均株価	満期償還額計算日の日経平均株価終値	
売 出 価 格	額面金額の100%	お 申 込 単 位	5万米ドル以上 1万米ドル単位
お 申 込 期 間	2019年1月23日(水) ~ 2019年1月29日(火)	受 渡 期 日	2019年1月30日(水)

\*本債券の判定日等は市場混乱事由の発生等により変更される場合があります。目論見書にてご確認ください。

■販売額に限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。

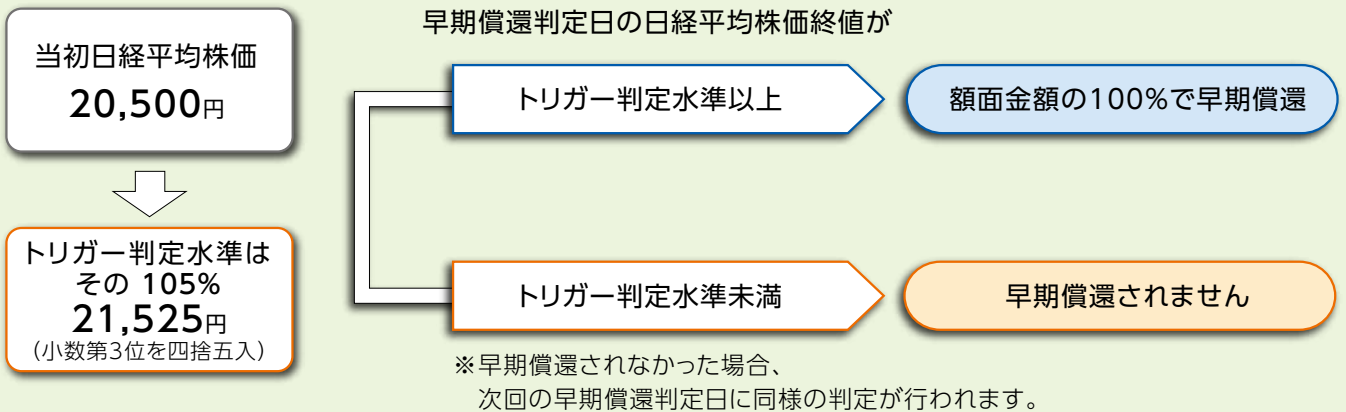
## 利率決定の仕組み

当初日経平均株価が20,500円の場合の例



## 早期償還の仕組み

当初日経平均株価が20,500円の場合の例



※利率決定の仕組みおよび早期償還の仕組みの各条件は、参考例であり、実際の条件とは異なります。

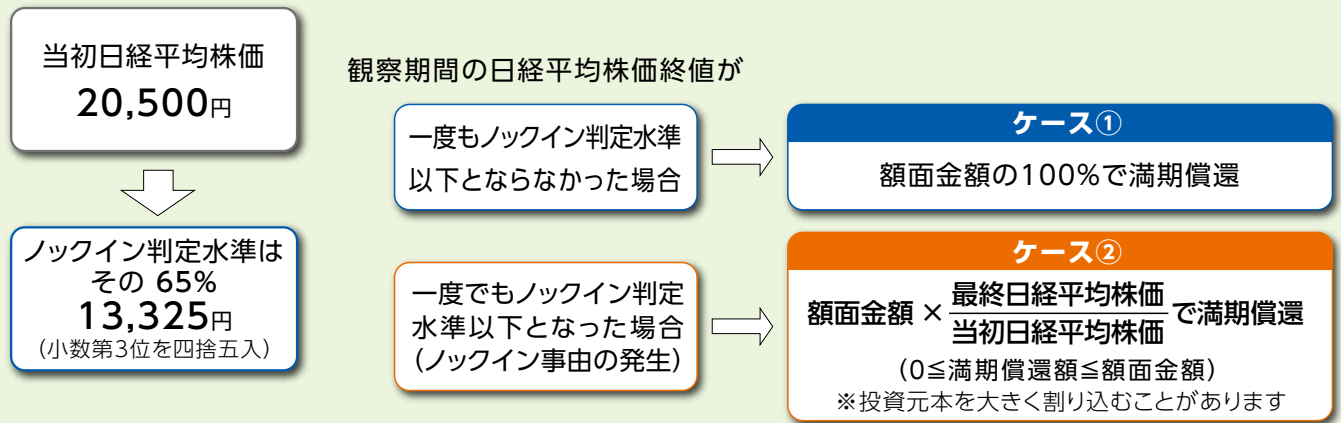
## 日経平均株価の推移(月足)



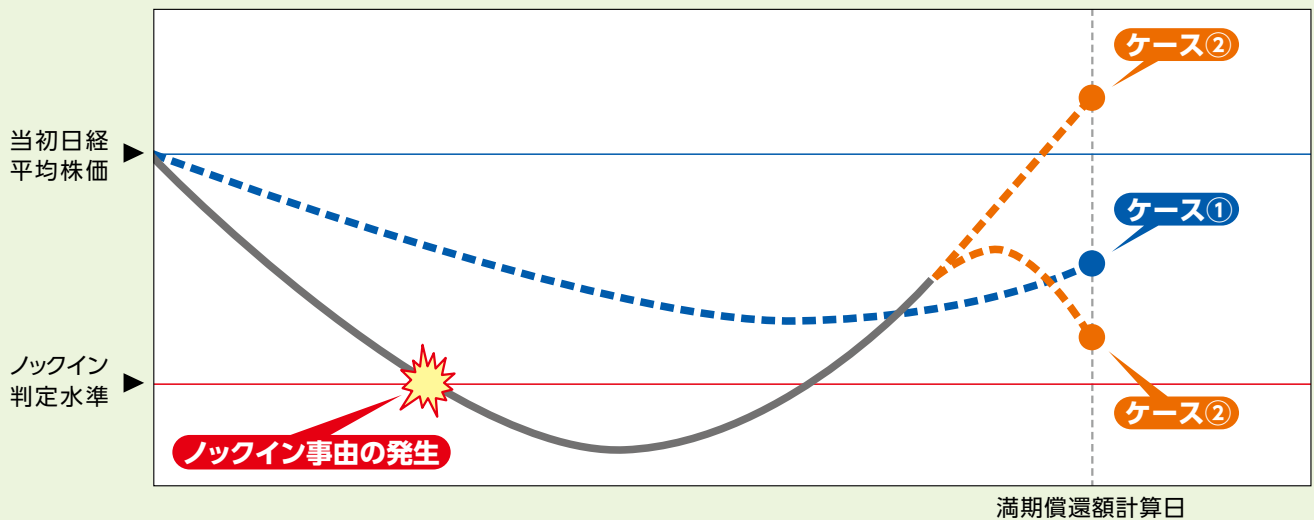
出所：ブルームバーグのデータよりみずほ証券作成

## 満期償還時の仕組み

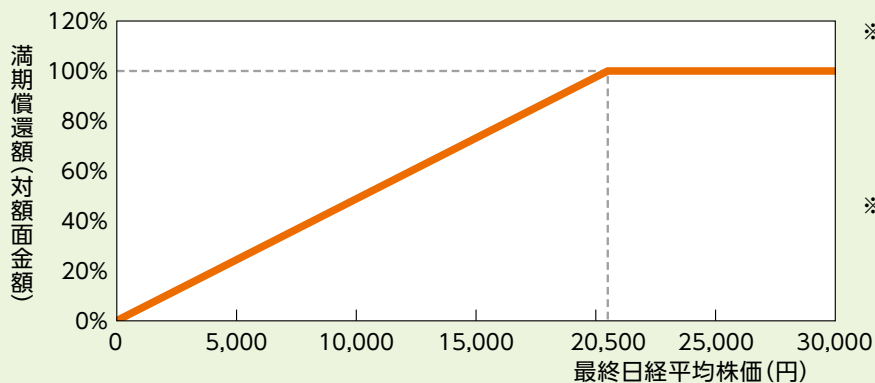
当初日経平均株価が20,500円の場合の例



日経平均株価の推移と満期償還額のイメージ図



ノックイン事由が発生した場合の満期償還額のイメージ図



※観察期間の日経平均株価終値が一度でも13,325円以下となった場合、ノックイン事由が発生し、額面金額の100%を割り込む可能性があります。

※満期償還額が、額面金額の100%を超えることはありません。

※満期償還時の仕組みの条件は、参考例であり、実際の条件とは異なります。

## ■スウェーデン輸出信用銀行の概要

スウェーデン輸出信用銀行(以下「SEK」といいます。)はスウェーデン会社法による「公開有限責任会社」であり、産業・イノベーション省を通してスウェーデン政府が完全所有しています。SEKは、輸出業者および海外の顧客の双方の長期融資の需要に応えることによりスウェーデンの輸出産業の競争力を強化するため、1962年に設立されました。SEKの目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法に従って財務活動に従事し、これに関連してスウェーデンの商業および産業の発展を促進すること、ならびに、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことです。

※上記文章は、発行者が2018年7月2日に提出した有価証券報告書をもとにみずほ証券作成

## 金融指標の市場データに基づく想定損失額について

本債券は日経平均株価の水準やその変動率および米ドル金利の変動による影響を受け、損失が生じることがあります。以下は、対象となる金融指標等の水準に関する市場データに基づく想定損失額を示したものです。

### 〈試算の前提条件〉

当初日経平均株価	20,500円 (2019年1月30日の日経平均株価終値を左記と仮定)		
利 率	当初 約 3 ヶ月間：年率 5.00%		
	それ以降：利率判定日の日経平均株価の水準により下記のとおりとなります。 利率判定日の日経平均株価終値が <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em;">{</td> <td>利率判定水準以上の場合 ⇨ 年率 5.00%</td> </tr> <tr> <td>利率判定水準未満の場合 ⇨ 年率 0.10%</td> </tr> </table>	{	利率判定水準以上の場合 ⇨ 年率 5.00%
{	利率判定水準以上の場合 ⇨ 年率 5.00%		
	利率判定水準未満の場合 ⇨ 年率 0.10%		

※〈試算の前提条件〉は、参考例であり、実際の条件とは異なります。

【表1】2000年1月1日から2018年12月20日までの期間における各金融指標の最大値および最小値

金融指標	最大値	日 付	最小値	日 付	期中価格に悪影響を与える下落率または上昇幅	
					下落率	上昇幅
日経平均株価	24,270.62円	2018/10/2	7,054.98円	2009/3/10	▲70.93%	
日経平均株価の変動率	47.27%	2009/1/30	11.75%	2017/12/5		+35.52%
米ドル金利	7.80%	2000/5/18	0.73%	2012/12/6		+7.07%

出所：ブルームバーグのデータよりみずほ証券作成

◎下落率は最大値から最小値への下落率。上昇幅は最小値から最大値への上昇幅。

◎日経平均株価の変動率：日経平均株価の日々の変動から算出した変動率（年率）です。

◎米ドル金利：期間5年の米ドル金利スワップレート

### ■日経平均株価に連動した満期償還額

本債券は、早期償還されず、観察期間の日経平均株価終値が一度でもノックイン判定水準以下となった場合（ノックイン事由の発生）、満期償還額が日経平均株価に連動して決定されます。

### ■満期償還時の想定損失額

ノックイン事由が発生し、満期償還額計算日の日経平均株価終値（最終日経平均株価）が当初日経平均株価を下回っている場合、満期償還額は投資元本を下回ることになります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

【表2】は、〈試算の前提条件〉に基づき、観察期間にノックイン事由が発生した場合の最終日経平均株価と満期償還額、損失率、損失額の関係を示しています。

二重枠内は、市場データにおける日経平均株価の過去の最大下落率（▲70.93%）を想定した場合に発生する損失を示しています。なお、最終日経平均株価が当初日経平均株価から▲70.93%を超えて下落していた場合にはお客様の損失がさらに拡大することになります。

また、【表2】の満期償還額、損失額は米ドルベースの金額です。米ドル/円為替レートが本債券の購入時よりも円高米ドル安となった場合、円貨換算した損失額には為替変動に起因する損失がさらに発生します。この際には、円貨換算した満期償還額にも為替変動に起因する損失が発生します。

【表2】ノックイン事由が発生した場合の最終日経平均株価と満期償還額、損失率、損失額の関係（額面1万米ドル当たり）

最終日経平均株価	満期償還額	損失率	損失額
当初日経平均株価× 100.00%	10,000米ドル	0.00%	0米ドル
当初日経平均株価× 75.00%	7,500米ドル	▲25.00%	▲2,500米ドル
当初日経平均株価× 50.00%	5,000米ドル	▲50.00%	▲5,000米ドル
当初日経平均株価× 29.07%	2,907米ドル	▲70.93%	▲7,093米ドル
当初日経平均株価× 25.00%	2,500米ドル	▲75.00%	▲7,500米ドル
当初日経平均株価× 0.00%	0米ドル	▲100.00%	▲10,000米ドル

## ■流動性リスク

(本債券に投資する際には、早期償還される場合を除き満期償還日まで保有することを前提にご検討ください)

本債券を含む仕組債の流通市場は確立されていないため、お客さまが売却を希望される際に換金できるとは限りません。また、中途売却時には多額の損失を被ることがあります。

## ■中途売却時の想定損失額

【表3】の想定損失額(試算額)は、【表1】の市場データを用いて試算したものです。中途売却に際し、各金融指標が試算よりも大きく変動した場合、損失はさらに拡大する可能性があります。なお、発行者の信用リスクや債券の流動性等を考慮して算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

また、【表3】の想定売却価格、想定損失額(試算額)は米ドルベースの金額です。米ドル/円為替レートが本債券の購入時よりも円高米ドル安となった場合、円貨換算した損失額には為替変動に起因する損失がさらに発生します。この際には、円貨換算した売却額にも為替変動に起因する損失が発生します。

【表3】各金融指標が下表のとおり変動した場合の想定損失額(試算額) (額面1万米ドル当たり、当初日経平均株価を20,500円と仮定)

金融指標	金融指標の動き	下落率または 上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額 (試算額)
日経平均株価	下落	▲70.93%	21.58米ドル	▲78.42%	▲7,842米ドル
日経平均株価の変動率	上昇	+35.52%			
米ドル金利	上昇	+7.07%			

※本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは計算結果が異なります。

※本シミュレーションは、2018年12月21日(試算日)の市場環境における各金融指標が売却価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定して計算しています。

※試算日における想定損失額であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。

## その他のリスクとご確認いただきたい事項

### ■利率変動リスク

本債券の利率は、当初の約3ヵ月間については固定利率が適用されます。それ以降の各利払日については、あらかじめ定められた条件に従い、日経平均株価の水準により利率が決定されます。

### ■信用リスク

発行者の財務・経営状況の変化等によって、本債券の元利金支払いの不履行・遅延(デフォルト)が発生し、投資元本を割り込むことがあります。

### ■早期償還リスク

本債券は、あらかじめ定められた条件に従い額面金額の100%で早期償還される場合があります。その際、以後の運用において本債券が早期償還されなかった場合に得られる利息と同等の運用成果を得られないことがあります。

### ■為替変動リスク

本債券の元利金は、米ドルにて支払われることとなります。したがって、本債券は米ドル/円為替相場の影響を受け、中途売却代金および償還金を円貨換算した価値は投資元本を割り込み、損失が生じるリスクがあります。また、利金を円貨換算した価値も米ドル/円為替相場の影響により変動します。

### ■お客さまにとって過大な投資とならないことの確認

本債券への投資により想定される損失額(中途売却した場合の売却額(試算額)を含む。)をふまえ、お客さまが許容できる損失額およびお客さまの資産の状況への影響に照らして、お客さまが取引できる契約内容であることをご確認ください。

想定損失額(満期償還時および中途売却時)、その他のリスク等についてご確認いただき、確認書の該当箇所にチェックをしてください。

## ■手数料等諸費用

- 本債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 米ドル建債券のお取引に係る決済(購入代金のお支払い、中途売却代金のお受け取り、利金および償還金のお受け取り)にあたり、円貨と米ドルを交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した為替レートによるものとします。
- 外国証券取引口座管理料は無料です。

## ■ご投資にあたってのご留意点

- 払込金・利金・償還金とも米ドル建となります。利金・償還金の国内でのお支払いは、原則として利払日・償還日の翌営業日以降となります。
- 「利金・償還金のお受け取り」につきましては、円貨もしくは米ドルのいずれかの通貨でお受け取りを希望されるかを、事前に担当者までお申し付けください。
- 外国証券取引口座を開設されていない場合は、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- 本債券は、デリバティブの要素を内包した仕組債と呼ばれる商品です。本債券に関連する店頭デリバティブ取引(当社と相対で取引を行うデリバティブ取引)は、当社では原則、個人のお客さまに対してお取り扱いしておりません。

## ■外国債券のお取引について

外国債券のお取引はお客さまに対して当社がその相手方となって「店頭取引」により行われますので、お取引を行う証券会社等によって、取引価格が異なります。

## ■格付情報の入手

格付けとは債券の発行者が元本や利息を予定通り支払えるかどうかの「信用度」を第三者である

格付会社が評価し記号で表したものです。AAAやAaa(トリプルA)、BBやBa等の記号で表されます。格付けは発行者の信用度の変化等により変更される可能性があり、一般的には格付けが変更されると市場での価値もそれに応じて変動します。なお、格付けは各格付会社のホームページ等でご確認いただけるほか、当社でご購入いただいた債券の格付けは、当社の店頭窓口でもご確認いただけます。

## ■税法上の取り扱い(個人のお客さまの場合)

現行の税法上は、本債券のような債券に関する明確な規定はありませんが、一般的に通常の債券と同様の税制が適用されると解されています。詳細は専門の税理士等にご相談ください。また、将来、税法等が改定された場合、それに従うことになります。

### ●利子に対する税金

20.315%の源泉徴収が行われた後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。

### ●譲渡(償還)益に対する税金(譲渡益・償還差益が発生した場合)

上場株式等(特定公社債等を含みます、以下同じ)の譲渡所得等として申告分離課税の対象になります。

### ●譲渡(償還)損の取り扱い(譲渡損・償還差損が発生した場合)

上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の利子・配当所得との損益通算、または翌年以後3年間の繰越控除の適用ができます。

### ●特定口座の利用

特定口座の利用が可能です。利子についても源泉徴収ありの特定口座に受け入れることができます。

本資料は、本債券の概要について説明したもので、目論見書の記載事項を網羅したものではありません。また、本資料における判定に係る日付等は市場混乱事由等の発生によって変更される可能性があり、最終条件等は目論見書にてご確認ください。なお、諸般の事情により本債券の売出しを中止することがあります。あらかじめご了承ください。

## 仕組債の取引に係るご注意

- **本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。**そのため、法令・諸規則等により、**商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。**

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 当社によるご説明や、**本仕組債の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。**

- お取引内容および商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup> 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

# 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

## 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## S&P グローバル・レーティング

### ■格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

### ■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ ([https://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」([https://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)) に掲載されております。

### ■信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 29 年 3 月 7 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## ムーディーズ・インベスターズ・サービス

### ■格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

### ■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ([https://www.moody.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moody.com/pages/default_ja.aspx)))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ■信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成 30 年 4 月 16 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。